

(32) 研究費不正使用防止計画推進室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究費不正使用防止計画推進室は、本法人における研究費の不正使用の防止対策を推進することを目的として、国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止規程（平成19年規程第30号）第9条の規定に基づき、同規程第5条に定める最高管理責任者である学長の下に置かれる機関である。

イ 組織の構成及び構成員等

研究費不正使用防止計画推進室は、統括管理責任者（事務局長）、コンプライアンス推進責任者、学系長、学校教育実践研究センター長、附属学校長、その他最高管理責任者が指名した者若干人をもって組織し、室長は統括管理責任者をもって充てている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

①令和3年5月25日（火） 第1回研究費不正使用防止計画推進室会議

イ 審議された主な事項

①令和3年度コンプライアンス教育と啓発活動について

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

- ・ コンプライアンス教育の研修に係る新たな取り組みとして、研究費不正使用防止に係る研修と研究活動における不正行為等の研修を合わせた研修会（R3.7.21開催）を実施した。なお、研究費不正使用防止計画推進室コンプライアンス推進責任者を講師として具体的な事例を用いた研修内容とし、教職員の高い理解度を得た（受講率92%、回答率98.3%のうち「理解できた」及び「どちらかといえば理解できた」との回答が99.6%を占めた）。
- ・ コンプライアンス意識の維持のため、新任職員研修（R3.4.2開催）、科学研究費助成事業応募説明会（科研費セミナー）（R3.7.12開催）、不正使用防止の研修を実施するとともに、「「教員等個人宛て寄附金の経理」の適正な取扱いについて」を定期的にポータルサイトに掲載するなど、不断に取り組んだ。
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）が改正されたこと（令和3年2月1日）に伴い、研究費不正使用防止に係る学長（最高管理責任者）のリーダーシップ及び監事の役割を強化するため、研究費不正使用防止計画推進室において、研究費不正使用防止規程に学長の役割を追加し、併せて監事の役割を強化するために、研究費不正使用防止計画に新たに監事の役割を追加する規程等の改正案を承認した後、役員会に付議し、承認された。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正の趣旨に則り改正した関係規程等に基づき、研究費の不正使用防止に関する対応を進めていく。引き続き、研究費不正使用防止のための研修会や、学内ポータルサイト等を利用した啓発活動を定期的実施し、併せて、監事や監査室と連携して、検査結果の情報共有を図り、研究費不正使用防止の体制強化に努めていく必要がある。